

夏山の季節を迎え、鈴鹿山系の峰々は多くの登山者でにぎわっています。しかし、快適な登山には道と標識の整備が欠かせません。

みなさんご存知ですか？ 登山道はボランティアのみなさんによって維持されているのを…。特に、竜ヶ岳の中腹から頂上にかけては背丈を超えるクマザサが生い茂り、3年も放置すると道が分からなくなってしまいます。そこで毎年、石榑の森林組合の役員のみなさんに草刈り奉仕をしていただいています。



今年は6月7日朝7時、宇賀溪に集合し、石榑峠までは車で、峠からは草刈り機を背負って頂上を目指しました。頂上からは中道、裏道、小峠道の3班に分かれ、草刈り作業や標識を取り付けながら下山しました。危険と背中合わせの登山道、しかも標高差1000m近い行程を終え、夕方、宇賀溪に戻るころには、精根尽き果て、疲労感に襲われました。毎年、登山道の整備に大変な苦勞をいただいていることに深く感謝申し上げます。

## ねんきん通信

### 国民年金保険料の免除制度をご利用ください

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の免除制度があります。申請は北勢庁舎保険年金課または各庁舎総合窓口課で手続きができます。

全額免除	免除される額 14,410円
4分の1納付	納付する額 3,600円 / 免除される額 10,810円
半額納付	納付する額 7,210円 / 免除される額 7,200円
4分の3納付	納付する額 10,810円 / 免除される額 3,600円

#### ！ご注意ください

- 保険料の免除制度には所得制限があります。
- 申請手続きは原則毎年必要です。
- 全額免除や一部納付の期間がある場合は、保険料を全額納付したときと比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。そこで、これらの納付免除等を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から納付すること（追納）ができます。

（ただし、免除等を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。）

☎四日市社会保険事務所 ☎059-353-5513

## 下水道情報

### 上水道以外の水（井戸水等）を使用している方、今後予定している方へ

現在、下水道への排水に水道水以外（井戸水等）を使用している場合、下記の方法で下水道使用量を算定しています。今後、家庭・事業所での使用水の形態が変わる場合や、井戸水等専用メーターを設置される場合は下水道課へお問い合わせください。

#### 1 水道水以外（井戸水等）を使用

- 井戸水等専用メーターを設置し、下水道使用量とする。（メーター器・ボックスは市役所で貸与。設置工事は使用者負担）
- 井戸水等専用メーターを設置していない場合は、1使用月（2か月）で、一人当たり15m<sup>3</sup>使用したものと下水道使用量を認定する。（認定汚水量：世帯人数×15m<sup>3</sup>）

#### 2 水道水と水道水以外（井戸水等）を併用して使用

- 井戸水等専用メーターを設置し、水道水使用量に加算したものを下水道使用量とする。

（メーター器・ボックスは市役所で貸与。設置工事は使用者負担）

- 井戸水等専用メーターを設置していない場合は、水道水使用量と、井戸水等の認定汚水量とを比較し、多いほうを下水道使用量とする。

※メーターを設置せず、汚水量認定の方法で算定されている方は、世帯人数に変更があった場合、速やかに下水道課へ「公共下水道認定数量（使用区分）変更届」を提出してください。

☎北勢庁舎 下水道課 ☎72-3515 ☎72-2260